

(別表2) 補助対象経費 (例)

[6.12時点]

対象となるもの (例示)

<b>(1) 物品関係</b>
マスク、ゴーグル、フェイスシールド
消毒用アルコール
次亜塩素酸水 (及び生成給水機)
非接触型体温計
清掃用クロス・ウェス
ゴム手袋
ペーパータオル
出前機
キャッシュレス機器、セルフレジ
空気清浄機、換気扇、サーキュレーター、扇風機
エアコン (ウイルス除去機能もしくは換気機能付) の設置・購入費
アルコール消毒液ポンプスタンド
消毒設備 (除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等) の購入
サーモカメラ
コイントレ
除菌剤
使い捨てスリッパ
テイクアウト・デリバリー用物品 (容器、箸、おしぼり、コップ、紙トング、保温バッグ・クーラーボックス等)
デリバリー啓発用ののぼり、ちらし
新しい生活様式 (咳エチケット等) をお知らせするためのポスター等作成
<b>(2) 改修・修繕関係</b>
アクリル板・ビニールカーテン・防護スクリーン設置
固定席の間引き、客席間仕切り板の設置
社会的距離 (ソーシャルディスタンス) を保つための床サイン施工費
デリバリー専用カウンター設置工事
自動ドアの導入
非接触型自動水栓 (蛇口) 設置
<b>(3) その他</b>
換気扇クリーニング
店舗の消毒作業に要する経費
宅配業務の委託料
ネット販売・予約システムの構築
スマートフォンによる受付システム構築
HP制作・開設費 (ソフトの購入も含む)
*テイクアウトやデリバリーを始めるためのwebサイト作成等

対象とならないもの (例示)

<b>(1) 物品関係</b>
食材などの材料費
汎用性があり目的外で使用可能なもの (車両、バイク、自転車、スマートフォン、ハードディスク、サーバーの購入等)
事務用消耗品の購入代金
<b>(2) 改修・修繕関係</b>
事業所の改修費、リフォーム費用
既存設備の劣化不良による修繕費用 *感染防止対策のための費用は除く
<b>(3) その他</b>
既に導入済みの設備の清掃費 *換気扇は除く
人件費、交際費、飲食費等
業ではない事業者に発注した費用
経費の支払いの際の振込手数料
安全祈禱やお祓いに係る費用
公租公課 (消費税含む) 等

\* 設置費 (施工費)、送料も含まれます。